

令和3年5月6日

上板町水道事業管理者
上板町長 松田 卓男 殿

上板町水道事業運営審議会
会長 本田 利 広 

上板町水道事業経営のあり方について（答申）

令和2年11月20日付、上水第81号で諮問のあった上板町水道事業経営のあり方について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

記

1 審議事項

(1) 水道料金の改定について

水道事業は、町民生活や事業活動を支える重要なライフラインであり、地方公営企業法により公営企業として、公共性と健全性に基づく経営を行い、将来にわたり安定的に事業を継続し、安心・安全な水道水を供給することが求められている。

しかし、今後上板町の水道事業の状況は、給水人口の減少のほか、節水意識の定着、節水機器の普及等により給水収益の増収が見込めない中、新たな深井戸水源地の確保や次第に老朽化する水道管、電気計装設備など水道施設の更新や南海トラフ地震に備えた基幹管路及び災害時重要ルート of 耐震化などの整備を進めていかなければならない状況となっている。

財政状況については、令和3年度から13年間の経営見通しである財政シミュレーションによると、現行の料金水準を維持した場合、令和6年度には赤字経営に陥る状況が見込まれている。

このような財政状況を改善するためには、より一層の経費削減などの経営努力を行うと同時に給水収益の増加を図る必要があり、健全経営、独立採算の事業収益の確立に向けて、水道料金の改定はやむを得ないと判断する。

(2) 料金の改定時期について

適切な投資を行いながら、絶えず健全経営を継続していくことが住民サービスとしてふさわしいと考えるが、老朽化施設の更新や耐震化を進めるためには、その予算である資本的支出の財源となる単年度純利益の確保が重要である。

単年度純利益の継続に向けての料金改定は、一刻も早い執行が望まれる。しかしながら、昨年初頭からのコロナ禍の中であり、深刻な収入減少などに直面している水道利用者にさらなる負担を強いることとなる、水道料金改定に踏み切ることへの理解を得ることは難しいと考える。料金改定に関しては水道利用者への十分な周知期間が必要である。前述の赤字経営が見込まれる令和6年度から逆算して、令和5年4月分水道料金より料金改定することが望ましい。

(3) 料金の改定幅について

将来にわたり安定的に水道事業を継続していくためには、単年度純利益の継続かつ運転資金については将来の投資財源を確保し、また事故や災害などの万一に備えられるよう資金を確保していく必要がある。財政シミュレーションによると給水収益が年1%減収している状況において、水源地開発及び電気計装設備更新費6億円起債事業さらに老朽水道管の更新並びに耐震化事業をこれから継続的に実施することを踏まえた、長期安定的な料金を維持するため、改定幅として、40%~47%の増収を想定し、水道料金負担がより公平となるような料金体系に平準化することが望ましい。料金の改定案については別表に示す。

(4) 料金体系・基本水量について

上板町では平成4年以来約28年ぶりの料金改定となることから、現状の用途別料金収入や水量構成比率の割合、基本水量を改定すると想定した場合の財政シミュレーション、県内市町村の状況などを参考に、料金体系について検討した。

料金体系は、利用者からの理解のしやすさから、現行の基本料金と超過料金の用途別二部料金制を継続し、また、超過料金についても単一型を継続することが望ましい。

基本水量については、給水人口の減少が見込まれる中、安定した給水収益を得るため、また水道事業開始以来10m³を維持してきており、利用者の混乱を避けるためにも現行の10m³を維持することが望ましい。

2 付帯意見

(1) 経営努力について

水道事業の経営にあたっては、これまでの経営努力にとどまることなく、今後もさらなる経営の効率化に努め、適正かつ健全な経営の継続を図ること。

(2) 料金改定の周知について

料金改定にあたっては、改定の必要性などについて利用者に十分説明する必要がある。改定内容については、ホームページや広報への掲載等により、分かりやすく周知すること。

(3) 料金の今後の見直しについて

令和15年度までの長期スパンに対する財政シミュレーションをもとに水道料金等のあり方について検討したが、前述のとおり上板町では平成4年以来28年間料金体系の見直しを行っていなかった。今後においては、社会情勢や水需要の動向を考慮し改めて検討する必要がある。将来を見据えた中長期的な財政シミュレーションの見直しを定期的に行い、水道事業経営の状況を継続的に把握するとともに、料金体系を含めた適正な料金水準の検討を行っていく必要がある。

別表

水道料金表(消費税含まず)

【現 行】

(1) 水道料金

用途	1戸又は1事業所 1箇月基本水量	1戸又は1事業所 1箇月基本料金	超過料金1立方メートルにつき
一般用	10立方メートル	1,000円	130円
臨時用	10立方メートル	2,000円	130円

(2) メーター使用料金

口 径	1個1箇月使用料金
13ミリメートル	50円
20ミリメートル	80円
25ミリメートル	120円
30ミリメートル	140円
40ミリメートル	340円
50ミリメートル	500円
縦型ウォルトマン型 50ミリメートル	1,500円
縦型ウォルトマン型 75ミリメートル	1,800円
臨時水道(口径関係なし)	50円

【答 申】・水道料金を以下のとおり改定する

(1) 水道料金

用途	1戸又は1事業所 1箇月基本水量	1戸又は1事業所 1箇月基本料金	超過料金1立方メートルにつき
一般用	10立方メートル	1,500円	180円
臨時用	10立方メートル	2,500円	180円

(2) メーター使用料金 (変更なし)

口 径	1個1箇月使用料金
13ミリメートル	50円
20ミリメートル	80円
25ミリメートル	120円
30ミリメートル	140円
40ミリメートル	340円
50ミリメートル	500円
縦型ウォルトマン型 50ミリメートル	1,500円
縦型ウォルトマン型 75ミリメートル	1,800円
臨時水道(口径関係なし)	50円